

関市学校給食センター調理配送等業務委託 事業者選定募集要領

1 業務の目的

関市学校給食センター調理配送等業務委託事業の実施に当たり、経験豊かな民間事業者の食品衛生に関する知識やノウハウ、調理技術や経営感覚等を導入することで「安全・安心な学校給食」を児童生徒に提供するとともに、効率的かつ安定的な事業の運営を図る。

2 一般事項

- (1) 名 称 関市学校給食センター調理配送等業務委託事業者選定
- (2) 選 定 方 式 公募型プロポーザル方式
- (3) 主催者及び事務局 主催者：関市教育委員会
事務局：関市学校給食センター
住所：〒501-3802 関市若草通1丁目15番地
電話：0575-22-3588 FAX：0575-23-7901
E-mail：kyushoku@city.seki.lg.jp
- (4) 委 託 業 務 期 間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（5年間）
- (5) 施設及び事業概要

①	施設名称	関市学校給食センター
②	施設所在地	関市若草通1丁目15番地
③	敷地面積	7,883.21㎡
④	施設構造	鉄骨造一部2階建
⑤	施設の床床面積	3,040.82㎡（1階2,690.99㎡ 2階349.83㎡）
⑥	建築年月日	令和2年3月
⑦	運用方式	ドライ方式キッチン
⑧	調理食数	約6,800食／日
⑨	配食対象校	R8：25校 R9～R13：24校 仕様書別表1
⑩	調理日数	R8：130日程度 R9～R12：各200日程度 R13：70日程度
⑪	調理食内容	主食、副食3品以内（イベント給食等により変更の可能性あり）
⑫	食器の種類	PEN樹脂食器（皿1、碗2）
⑬	箸とスプーン	スプーンのみ給食センター管理
⑭	配送用コンテナ	食器食缶コンテナ 64台予定
⑮	運搬車両	3t以下車ロングキャブ（アルミ板型パワーゲート付）9台
⑯	対応食調理	アレルギー対応食（除去食）の実施 鶏卵（11校29食）、乳・乳製品（7校16食）を実施中 ※全校で最大100食程度を予定
⑰	その他	食育の推進に協力しその活動に参加すること アレルギー食への理解、イベント参加、災害時の支援

(6) 業務内容の概要

学校給食センターにおいて食材を調理し、市内小中学校に配送すること。

詳細は仕様書のとおりである。なお、本要領と併せて公開する仕様書、添付資料、様式などの資料を一体として、「募集要領等」と称することとする。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

事 項		日 程
①	告示日	令和7年10月20日(月)
②	募集要領等に関する質問受付期間	令和7年10月29日(水)から 令和7年11月 4日(火)まで
③	募集要領等に関する質問に対する回答	令和7年11月11日(火)
④	施設見学会参加申込書提出期限	令和7年10月28日(火)
⑤	施設見学会	令和7年10月31日(金)
⑥	参加表明書提出期限	令和7年11月18日(火)
⑦	参加資格確認通知書交付	令和7年11月28日(金)
⑧	提案書等の提出期間	令和7年12月11日(木)から 令和7年12月16日(火)まで
⑨	審査（プレゼンテーション）実施日 優先交渉事業者の選定	令和7年12月下旬から 令和8年 1月上旬の間
⑩	審査結果（優先交渉権決定）通知	令和8年 1月下旬
⑪	委託契約の締結	令和8年 2月上旬
⑫	受託開始準備	契約締結後から 令和8年 7月31日(金)まで
⑬	業務委託開始	令和8年 8月 1日(土)

※ 窓口対応時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで。

※ 本市の都合により変更する場合がある。

4 参加資格

プロポーザル参加者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 関市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) これまで、小学校又は中学校を対象とした学校給食センター等の大量調理施設で、給食を提供する調理業務契約を複数年締結（履行中のものを含む。）している。
- (3) 岐阜県内もしくは、本市から自家用車で1時間圏内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有している。
- (4) 学校給食の衛生管理について、十分な能力を有している。
- (5) 学校給食に深い理解を有し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に規定する、学校給食の目標達成に協力的であり、また、対応食（アレルギー対応食等）の提供について理解している。
- (6) 調理配送等業務従事者に対し、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 契約日に、関市から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 契約日に、関市暴力団排除条例に基づき市が行う契約の資格停止処分を受けていない者であること。
- (11) 令和5年4月1日以降に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁止、営業停止処分等を受けている場合は業務実績に関する報告書に記載すること。
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 質疑等

本募集要領等の内容に関する質問は次のとおり受付け、口頭による質問は一切受付けない。
質問に対する回答は、質問の有無に関わらず、プロポーザル参加表明書の提出のあった事業者
すべてに電子メールにより回答する。

(1) 質問書（様式第16号）により電子メール又は質問用フォームにより提出する。

・メールアドレス：kyushoku@city.seki.lg.jp

「電子メールの件名」は「質問書（関市学校給食センター調理等業務委託）」とする。

・質問用フォーム：<https://logoform.jp/form/ZmuY/1225813>

(2) 提出期間 令和7年10月29日(水)から11月4日(火)まで

(3) 回答日 令和7年11月11日(火)_



6 施設見学会

(1) 日時 令和7年10月31日(金) 午前9時～午前10時 受付開始：午前8時45分

(2) 申込方法 電子メール又は見学会申込用フォームにて申し込むこと。

・メールアドレス：kyushoku@city.seki.lg.jp

「電子メールの件名」は「施設見学申込（関市学校給食センター調理等業務委託）」
とし、本文中に「社名、所属、参加者の職・氏名、参加人数及び連絡先（電話番号、
メールアドレス）」を記載すること。

・施設見学会申込用フォーム：<https://logoform.jp/form/ZmuY/1226687>



(3) 申込期限 令和7年10月28日(火)

(4) 留意事項

ア 参加人数：1事業者につき3名まで

イ 参加要件：直近1か月以内に検便検査を行った者

ウ 持ち物：清潔な白衣（上下）、帽子、マスク、調理用靴2足（下処理用、調理用）、
検便検査結果の写し

エ 「募集要領等」は各自で用意すること。

オ 施設見学会では、設備、機器等には触れないこと。また、設備、機器等の説明、質問の
受付は行わない。質問がある場合は質問書を提出すること。

7 プロポーザル参加表明

(1) 提出書類 各1部提出のこと。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績に関する報告書（様式第5-1号～様式第5-4号）

(2) 提出期限 令和7年11月18日(火)

(3) 提出先 関市若草通1丁目15番地 関市学校給食センター

(4) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
に該当する休日を除き、各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留郵便
にて期限までに到着するように発送すること。

(5) 提出期限までに書類の提出がない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本

プロポーザルに参加することができない。

8 参加資格審査

提出書類の内容を精査し、参加資格の有無を「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第17号）」により、令和7年11月28日（金）頃に通知する。

9 提出書類

参加事業者は、次により提出する。ただし、提案書等は、一応募事業者につき1案とし、2案以上の提出は認めない。参加表明時に提出済み書類に関しても、写しを部数分提出する。

(1) 提出期間 令和7年12月11日（木）から令和7年12月16日（火）まで

(2) 提出書類 提案書等各様式（様式第1号～様式第14号）及び添付書類

正本1部、副本を10部（正本1部以外は写し可）

(3) 提出先 関市若草通1丁目15番地 関市学校給食センター

(4) 提出方法 提出先へ直接持参するものとし、それ以外による提出は認めない。

ア 提案書等の規格は、A4判・縦型・横書きで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類も含め、A4判フラットファイルに綴じて提出する。

なお、フラットファイルの表示及び背表紙に応募事業者の社名を表記する。

イ 会社概要については、会社の沿革、組織、経営状況及び直近1期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）を提出する。

ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。

ウ 見積書

(ア) 見積額は年ごとに記載する。

(イ) 見積書に押印する印鑑は、社印及び代表者印とする。

(ウ) 見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含めずに記載する。

(エ) 見積額（消費税及び地方消費税を含めた額）が、市が定める「委託料上限額」を超える場合又は異常に小額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは失格とする場合がある。

(5) 提出書類一覧

番号	書類名	様式番号	要提出
1	参加表明書	様式第1号	○
2	会社概要書	様式第2号	○
3	企業理念に関する提案書	様式第3号	○
4	経営状況に関する報告書	様式第4号	○
5	業務実績に関する報告書	様式第5-1号	○
		様式第5-2号	○
		様式第5-3号	○
		様式第5-4号	○
6	危機管理体制に関する提案書	様式第6号	○
7	食物アレルギー対応に関する提案書	様式第7号	○
8	提案内容の的確性に関する提案書	様式第8号	○

9	給食調理・配送人員体制に関する提案書	様式第9号	○
10	衛生管理体制に関する提案書	様式第10号	○
11	職員研修、移行準備等に関する提案書	様式第11号	○
12	食育の推進、学校との交流計画に関する提案書	様式第12号	○
13	受託コスト削減に対する取り組みに関する提案書	様式第13号	○
14	見積書、人件費の内訳	様式第14-1号	○
		様式第14-2号	○
15	納税証明書（直近の国税及び地方税 本社分のみ）		○

(6) その他

- ア 事業者から実施要領に基づいて提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更ができないものとし、また、その理由の如何に関わらず、提案書の返却はしない。
- イ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことができる。

10 審査（プレゼンテーション）

プロポーザルに係る審査は「関市学校給食センター調理配送等業務委託事業者選定委員会」が行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査は下記のとおり行う。

- (1) 実施日 令和7年12月下旬から令和8年1月上旬（予定）
- (2) 会場 関市役所 ※参加資格確認通知書交付時に通知
- (3) 内容 提案書類にもとづく説明及び審査員による質疑
- (4) プレゼンテーション
 - 1 提案者につき30分（説明20分 質疑10分以内を予定）
 - ※ 順番は参加表明書提出順とする。
- (5) 出席者 説明者は、実際に担当する予定者の中から3名以内とする。
 - ※ 他の提案者のプレゼンテーションは傍聴できない。
- (6) 審査内容
 - ア 書類審査及びプレゼンテーションの内容を点数化し、提案者の順位を決定する。
 - イ 点数化は、審査基準により各委員の点数の合計とする。
 - ウ 提案者の採点が同点の場合は出席委員の多数決で決し、同数のときは委員長が決定する。
- (7) その他
 - ア 使用できる機器その他詳細については「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書」交付時に別途通知する。
 - イ プレゼンテーション及びヒアリングは、提出書類をもとに行う。
 - ウ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。
 - エ 応募事業者が1事業者でも審査を行う。

11 審査基準

審査基準は次のとおり、評価別に項目をAからEの5段階で評価する。

評価項目	評価の観点	備 考
1 企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務等に取り組む意欲	様式第3号の審査 10点
2 経営状況	・経営母体の財務の健全性 (自己資本比率、流動比率等)	様式第4号の審査 10点
3 業務実績	・学校給食調理業務等受託実績及び受託体制(学校給食センター) ・大量調理施設における複数年の実績	様式第5号の審査 10点
4 危機管理体制	・調理及び配送時の事故、異物混入、食中毒等発生時の対処体制と防止策 ・災害時の委託事業者としての役割と実績、自治体との連携と人員体制 ・業務従事者の健康管理体制	様式第6号の審査 10点
5 食物アレルギー対応	・食物アレルギー対応責任者の実務経験年数・資格 ・食物アレルギーにおいて考えられる主なリスクとその対策	様式第7号の審査 10点
6 提案内容の的確性	・学校給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・業務従事者の配置計画	様式第8号の審査 10点
7 給食調理・配送人員体制	・継続雇用及び地元採用計画 ・配置者の資格 ・業務従事者の休暇等における代替員の確保及び欠員補充の体制	様式第9号の審査 10点
8 衛生管理体制	・事業者としての衛生管理対策の考え方 ・報告・連絡、責任体制	様式第10号の審査 10点
9 職員研修・移行準備等	・受託から給食開始までの職員研修計画 ・業務従事者に対する指導及び技術向上等に関する研修計画 ・職員研修体制(調理期間、学校の長期休業期間)	様式第11号の審査 10点
10 食育の推進・学校との交流	・食育の推進、関連活動 ・学校等との交流企画	様式第12号の審査 10点
11 受託コスト削減	・受託コスト削減に対する取り組みに関する提案	様式第13号の審査 10点
12 見積価格	(全事業者の提案見積金額のうちの最低見積金額 ／ 当該事業者の見積金額) × 配点 小数点以下切捨て	様式第14号の審査 10点
合 計		120点

評価

A	優れている	10	D	やや劣っている	4
B	やや優れている	8	E	説明が必要	2
C	一般的	6			

12 失格要件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書類の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 本要領で規定する提案書類の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定時間に遅れた場合を含む。）
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

13 結果の公表

- (1) 市長は、審査委員会の報告に基づき、優先交渉事業者の決定をする。
- (2) 結果は、提案者全員に対し、令和8年1月下旬（予定）に「公募型プロポーザル方式結果通知書（様式第17号）」にて通知する。
- (3) 審査結果等に対し、提案者の異議申立ては一切認めない。

14 優先交渉事業者との契約

- (1) 市は、選定委員会の選定結果を踏まえて、優先交渉事業者とされた者と契約締結の交渉を行い、契約を締結する。
- (2) 契約時までには何らかの理由で契約が出来なくなった場合には、次の順位の事業者を優先交渉事業者とする。
- (3) 審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補者事業者なし」として再募集を行う場合がある。

15 委託料の見積について

- (1) 本委託業務に係る契約金額の上限額は、次の表のとおりとし、上限額には消費税及び地方消費税を含む。
- (2) 見積書（様式第14-1号）に記入する見積額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。ただし、見積額に消費税及び地方消費税を加えた額が上限額を超えないこと。

委 託 期 間	上 限 額 (税込)
令和8年度	1 4 2, 3 9 5, 0 0 0 円
令和9年度	2 2 3, 0 9 1, 0 0 0 円
令和10年度	2 2 9, 3 7 2, 0 0 0 円
令和11年度	2 3 5, 6 8 6, 0 0 0 円
令和12年度	2 4 1, 8 3 5, 0 0 0 円
令和13年度	8 2, 6 2 1, 0 0 0 円
計	1, 1 5 5, 0 0 0, 0 0 0 円

見積書の提出と同時に、正規職員の給料月額と、非正規職員の時給額等を明記した様式第14-2号を提出すること。

- (3) 年度ごとの調理機器等の賃借料は次の表のとおりとし、年度ごとにそれぞれ事業者が市に対して支払う義務を負うものとする。

委 託 期 間	賃 借 料 (税込)
令和8年度	10,804,000円
令和9年度	16,206,000円
令和10年度	16,206,000円
令和11年度	16,206,000円
令和12年度	16,206,000円
令和13年度	5,402,000円
計	81,030,000円

16 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ア 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等
- イ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)その他の関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ア 委託料は、令和8年8月分を初回として月ごとに支払う。
- イ 受託事業者は、調理配送等業務委託完了報告書を提出し、市による業務履行確認を経た上で当該月分の委託料を市に請求することができる。
- ウ 市は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払う。

(3) 責任分担

市と事業者との責任分担は次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による中止	○	
許認可等	事業実施に必要な認可取得等の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書に定める水準に不適合である場合		○

17 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成のために本市が配布した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

- (3) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加表明取消届」（様式第15号）を提出すること。
- (4) 参加表明書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。
- (5) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (6) 提出書類は、返却しないものとする。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (8) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。
- (9) 提出書類に記載された個人情報、本業務委託の事業者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (10) 参加に関して必要な費用は、全て参加者の負担とすること。